

契 約 書 (案)

件 名 『日本語の研究』（日本語学会機関誌 9巻2号（平成25年4月1日刊行予定）、
9巻3号（平成25年7月1日刊行予定）、9巻4号（平成25年10月1日刊行予定）、
10巻1号（平成26年1月1日刊行予定））の出版。
（直接出版費に限る。内訳別紙のとおり。）

契約金額 金 円也（うち消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、上記契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

発注者 日本語学会会長 小林 賢次 と 供給者 とは、上記の件について上記の代金額で次の条項により契約を結ぶものとする。

第1条 供給者は発注者に対し物品を供給するものとし、発注者はその対価を支払うものとする。

第2条 この契約において供給者が履行すべき給付内容は、仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 物品等は日本語学会が指定する場所に納入するものとする。

第4条 納入期限は以下のとおりとする。

9巻2号 平成25年3月28日

9巻3号 平成25年6月27日

9巻4号 平成25年9月26日

10巻1号 平成25年12月26日

第5条 納品書は、日本語学会事務室に送付するものとする。

第6条 代金は、検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内の日に支払うものとする。

第7条 代金の請求書は、日本語学会事務室に送付するものとする。

第8条 供給者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。

第9条 発注者は、契約の目的物に瑕疵があるときは、供給者に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第10条 この契約について、訴訟の必要が生じたときは東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 この契約について、発注者供給者（請負者、役務の提供者等）間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、双方協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者供給者は次に記名し、押印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

発注者 東京都文京区本郷7丁目3番1号 東京大学文学部国語研究室
日本語学会 会長 小林 賢次 印

供給者

印